

お知らせ

申請者各位

令和 2 年 1 月 16 日
経 済 産 業 省
農 水 産 室

関税率表の番号等の改正に伴う「無糖の味付けのり」及び「のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）」の輸入割当て(IQ)に係る関税率表の番号等の記入及び修正について

平素より、水産物の輸入割当制度についてご協力いただきありがとうございます。

令和元年 10 月 9 日付けで当室から発出した文書(お知らせ)により、令和元年 10 月 25 日付けで「無糖の味付けのり」及び「のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）」の関税率表の番号等（以下「HS コード」といいます。）を改正（別紙参照）した告示（輸入公表）の経過措置をお知らせしました。

令和 2 年 1 月 17 日（金）以降、輸入割当証明書の内容変更^(注)又は輸入割当てを申請する場合の HS コードについては、下記のとおりご対応いただきますようお願いします。

なお、令和 2 年 1 月 17 日（金）の前日までは、平成 31 年 4 月 1 日以降と同様にお願いします。

注：別紙改正後の HS コード（以下「新 HS コード」といいます。）に変更することのみを目的とした内容変更は除きます。

記

1 令和 2 年 1 月 17 日（金）の前日までに取得した輸入割当証明書の内容変更を申請する場合

(1) 電子申請の場合

当該内容変更を行うと自動的に新 HS コードに修正されますので、申請者において新 HS コードへ修正していただく必要はありません。

(2) 紙申請の場合

内容変更を行う輸入割当証明書の「1 関税率表の番号等」に記載されている別紙の現行の HS コードを二重線で削除し、新 HS コードは備考欄に記載してください（「無糖の味付けのり」については別添 1 参照、「のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）」については別添 2 参照）。

なお、輸入割当証明書内容変更承認申請書には新 HS コード以外の変更事項を記載し

てください（別添3参照）。

（3）留意点

令和2年1月17日（金）の前日までに取得した輸入割当証明書の内容変更が不要な場合、新HSコードへの修正は輸入承認の申請の際に行っていただきますので、当該輸入割当証明書のHSコードを変更していただく必要はありません。

2 輸入割当てを申請する場合

（1）電子申請の場合

輸入割当ての申請画面の品目コードから「無糖の味付けのり」については「SL」を、「のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）」については「LP」を選択してください。交付される輸入割当証明書に新HSコードが記載されます。

（2）紙申請の場合

輸入割当申請書の「1 関税率表の番号等」の欄に新HSコードを記載してください。

＜問合せ先＞
経済産業省 貿易経済協力局
貿易管理部 農水産室
水産班
TEL：03-3501-0532
FAX：03-3501-6006

(別紙)

■無糖の味付けのり

現行 (平成31年4月1日以降)		改正後 適用日：令和2年1月17日(金)	
関税率表の番号等	品目	関税率表の番号等	品目
2008・99-2-(2)- B-(d)	無糖の味付けのり	<u>2008・97-2【追加】</u> <u>2008・99-2【修正】</u>	変更無し

■のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）

現行 (平成31年4月1日以降)		改正後 適用日：令和2年1月17日(金)	
関税率表の番号等	品目	関税率表の番号等	品目
2008・99-2-(1)- B-(c)	のりの調製品（焼きのり を含み、無糖の味付けの りを除く。）	<u>2001・90【追加】</u> <u>2008・97-2【追加】</u> <u>2008・99-2【修正】</u> <u>2103・90【追加】</u>	変更無し

紙申請により取得した「無糖の味付けのり」の輸入割当証明書の内容変更をする場合 (別添1)

別表第一
T2010

根拠法規	輸入貿易管理規則
主務官庁	経済産業省

輸入 (承認・割当) 申請書

申請者名 株式会社 ●●●● 記名押印
 住所 東京都●●区●●●● 又は署名 ●● ●●
 電話番号 03-●●●●-●●●● 資格 代表取締役
 申請年月日 2019/●●/●●

次の △輸入の承認を輸入貿易管理令第4条第1項
△輸入割当てを輸入貿易管理令第9条第1項 の規定に基づき申請します。

備考欄に、新ISコードへ変更する旨を記載ください
 (記載例)
 「1 関税率表の番号等」を※2008・97-2、2008・99-2※に変更

I 申請の明細 このように二重線で削除してください

1 関税率表の番号等	2 商品名	3 型及び銘柄	4 原産地	5 船積地域 (船積港)	数量及び単位 (金額)
※2008・99-2(2)B(4)※	※無糖の味付けのり※		※韓国※	※韓国※	●,000,000.00000 枚 総額 (US\$)
備考	「1 関税率表の番号等」を※2008・97-2、2008・99-2※に変更				

II 輸入割当て

※割当数量及び単位 (割当額)	※証明書番号 _____ ※期間満了日 _____
-----------------	------------------------------

※上記 I の輸入は、輸入貿易管理令第9条第1項の規定に基づき、IIの数量及び単位を 割り当てる ・ 割り当てない ・ 次の条件を付して割り当てる

※経済産業大臣の条件の付与又は特別の有効期間の設定

上記「I 申請の明細」欄中

1	2		
---	---	--	--

 の記載事項は、経済産業大臣の承認を受けなければ変更することができない。

III 輸入の承認

輸入割当証明書の日付及び番号

※承認番号 _____

※有効期間満了日 _____

※延長後有効期間満了日 _____

※上記 I の輸入は、輸入貿易管理令第4条第1項の規定に基づき 承認する ・ 承認しない ・ 次の条件を付して承認する

※条件

全形(面積が30平方センチメートル以下のもの)を1枚とする。全形以上の大きさのもの又は断断しているもの場合は、当該のりを全形に換算した枚数、塊状のもの等紙状でないもの場合は、当該のりを3gあたり全形1枚に換算した枚数とする。この輸入割当証明書により輸入できる貨物は、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全貨物の輸入が輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による承認を受ける義務が課されている期間中においては、北朝鮮以外の国又は地域を船積地域とするものに限る。

経済産業大臣の記名押印 (輸入割当て) 日付 2019/●●/●● 資格 _____

経済産業大臣又は税関長の記名押印 (輸入の承認) 日付 _____ 資格 _____

記名押印 経済産業大臣 ●● ●● 記名押印 _____

別表第一
T2010

根拠法規	輸入貿易管理規則
主務官庁	経済産業省

輸入（承認・割当）申請書

申請者名 株式会社 ●●●● 記名押印
又は署名 ●● ●●

住 所 東京都●●区●●●● 資 格 代表取締役

電話番号 03-●●●●-●●●● 申請年月日 2019/●●/●●

次の △輸入の承認を輸入貿易管理令第4条第1項
△輸入割当てを輸入貿易管理令第9条第1項 の規定に基づき申請します。

備考欄に、新HSコードへ変更する旨を記載ください
(記載例)
「1 関税率表の番号等」を※2001・90、2008・97-2、2008・99-2、2103・90※に変更

I 申請の明細

このように二重線で削除してください

1 関税率表の番号等	2 商品名	3 型及び銘柄	4 原産地	5 船積地域(船積港)	数量及び単位(金額)
※2001-90-2(4) B(1)※	※のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）※		※韓国※	※韓国※	●,000,000.00000 枚 総額(US\$)
備 考	「1 関税率表の番号等」を※2001・90、2008・97-2、2008・99-2、2103・90※に変更				

II 輸入割当て

※割当数量及び単位 (割当額)	※証明書番号 _____ ※期間満了日 _____
-----------------	------------------------------

※上記Iの輸入は、輸入貿易管理令第9条第1項の規定に基づき、IIの数量及び単位を 割り当てる ・ 割り当てない ・ 次の条件を付して割り当てる

※経済産業大臣の条件の付与又は特別の有効期間の設定					
上記「I申請の明細」欄中	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> </table> の記載事項は、経済産業大臣の承認を受けなければ変更することができない。	1	2		
1	2				

III 輸入の承認

輸入割当証明書の日付及び番号 _____

※承認番号 _____ ※延長後有効期間満了日 _____

※有効期間満了日 _____

※上記Iの輸入は、輸入貿易管理令第4条第1項の規定に基づき 承認する ・ 承認しない ・ 次の条件を付して承認する

※条 件
全形(面積が30平方センチメートル以下のものを1枚とする。全形以上の大きさのもの又は裁断しているもの場合は、当該のりを全形に換算した枚数、塊状のもの等紙状でないもの場合は、当該のりを3gあたり全形1枚に換算した枚数とする。この輸入割当証明書により輸入できる貨物は、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全貨物の輸入が輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による承認を受ける義務が課されている期間中においては、北朝鮮以外の国又は地域を船積地域とするものに限る。

経済産業大臣の記名押印（輸入割当て） 日付 2019/●●/●●

経済産業大臣又は税関長の記名押印（輸入の承認） 日付 _____

資 格 _____ 資 格 _____

記名押印 経済産業大臣 ●● ●● 記名押印 _____

輸入割当証明書内容変更承認申請書

経済産業大臣 殿

令和 年 月 日
申請者住所・氏名
記名押印又は署名

次の輸入割当証明書の内容変更の承認を申請します。

1 輸入割当証明書の内容

(1) 証明書番号 ○○ - (AE) - ○○ - ○○○

(2) 割当年月日 平成 年 月 日

2 変更の内容

【注】新HSコードへの変更については、
「2 変更の内容」に記載する必要はありません。

原証明書の内容	変更後の内容
(例) 申請者名：△△△ 氏名：△△△ 住所：△△△ 資格：△△△ 電話番号：△△△	(例) 申請者名：◎◎◎ 氏名：◎◎◎ 住所：◎◎◎ 資格：◎◎◎ 電話番号：◎◎◎

3 変更理由

変更せざるを得ない理由を具体的に記載する。

内容変更承認番号

内容変更承認年月日

申請のあった上記の内容変更については承認する。

経済産業大臣の記名押印

資 格

記名押印